

不在者投票指定施設における 不在者投票の手引 (令和5年3月)

鹿児島県選挙管理委員会

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電 話 099-286-2237
F A X 099-286-5517
E-mail senkyo@pref.kagoshima.lg.jp

目 次

1	施設における不在者投票の概要	1
2	不在者投票に従事する者	5
3	投票用紙等の請求方法	8
4	事前準備の方法	10
5	投票の実施方法	14
6	投票後の処理方法	19
7	不在者投票特別経費の請求方法	21
8	特殊な投票手続	23
9	不在者投票に関する Q & A	24
10	様式集	31
11	不在者投票事務チェック表	47
12	指定後の届出義務	51
13	鹿児島県内の市町村選挙管理委員会事務局の連絡先一覧	55

○ 本手引では以下の表記を用いています。

「法」：公職選挙法

「令」：公職選挙法施行令

○ 本手引については、鹿児島県選挙管理委員会のホームページにも掲載しています。

【鹿児島県トップページ＞県政情報＞選挙情報＞不在者指定施設関係様式】

(URL : <https://www.pref.kagoshima.jp/ka01/kensei/senkyo/oshirase/huzaishayoushiki.html>)

1 施設における不在者投票の概要

不在者投票は、選挙の当日に投票所に行けない選挙人や身体に重度の障害がある選挙人のために、投票日の前でも一定の手続により投票できる制度であり、一般投票の例外として手続が規定されています。

このうち、都道府県選挙管理委員会が不在者投票のできる病院（施設）としてあらかじめ指定した施設（以下「指定施設」という。）において、入院患者や入所者が病院長等の不在者投票管理者の下で行う投票が、指定施設における不在者投票制度です。

1 不在者投票のできる施設の種類の種類

病院（施設）からの申請に基づき都道府県選挙管理委員会が指定した施設（指定施設）及び法令で定められた施設（刑事施設等）において、不在者投票を行うことができます。

【指定施設】

- ① 病院（介護老人保健施設及び介護医療院を含む）
- ② 老人ホーム（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム）
- ③ 身体障害者支援施設
- ④ 保護施設

【刑事施設等】

- ⑤ 国立保養所
- ⑥ 刑事施設、労役場、監置場又は警察留置場
- ⑦ 少年院、少年鑑別所
- ⑧ 婦人補導院

2 指定施設の指定手続

指定を受けるためには、病院（施設）長から鹿児島県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）に申請をしていただく必要があります。申請受付後、県選管職員による病院（施設）調査を行った上、県選管における審議を経て指定を行います。

【指定までの流れ】

- ① 施設長による申請
不在者投票指定病院（施設）の指定申請書（第1号の2様式）により申請書を作成
- ② 県選管職員による病院（施設）調査
投票記載場所の確認、投票実施方法の説明など
- ③ 県選管での審議、指定
- ④ 告示（県公報掲載）

なお、指定後に指定申請書に記載した事項に異動（職員数の増加又は軽微な減少を除く。）があったときは、不在者投票指定病院（施設）の異動届（第1号の4様式）により届け出てください。また、指定の要件を欠いたとき又は指定を辞退しようとするときは、不在者投票指定病院（施設）の閉鎖（辞退）届（第1号の3様式）により届け出てください。

3 指定施設で不在者投票のできる者

不在者投票のできる者は、次の全ての条件を満たしている必要があります。

(1) 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。

(2) 選挙人名簿に登録されていること。

(3) 指定施設に入院（入所）中又は収容中であること。

なお、通所のディケアサービスを受けているだけでは入院又は入所中とはいえませんので、その施設において不在者投票をすることはできません。

(4) 選挙の当日、次のいずれか1つに該当する見込みであること。

① 疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害若しくは産褥にあるため歩行が困難であること。

② 自分の登録されている選挙人名簿の属する投票区の区域外にある指定施設に入院中又は入所中であること。

③ 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染が懸念される状況は、③の事由に該当し、不在者投票を行うことができます。

<参考>

	区域内の「指定施設」に 入院中・入所中 かつ 天災・悪天候の見込みなし	区域外の「指定施設」に 入院中・入所中 又は 天災・悪天候の見込みあり
歩行が可能 (外出可能)	×	○
疾病、負傷、妊娠 老衰、身体の障害 若しくは産褥にあ るため歩行が困難	○	○

(注)「区域」とは、選挙人の名簿登録地の投票区のことです。

(5) 県知事及び県議会議員選挙の場合に留意すべき事項

県内の一の市町村に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き同一県内に住所を有する者については、住所移転の回数にかかわらず、県知事及び県議会議員選挙の選挙権を有します。この場合、投票は、3か月以上住所を有していた市町村（以下、「旧住所地」）において行います。

指定施設において不在者投票をするためには、旧住所地の市町村選挙管理委員

会に対して投票用紙等を請求する際に、①同市町村選挙管理委員会に住基ネットを通じて本人確認情報を確認することを求めるか、又は、②全国の市町村長の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（以下、「引続証明書」）を提示するかのいずれかの方法をとる必要があります。②引続証明書を提示する方法をとる場合は、あらかじめ当該選挙人が引続証明書の交付を受けている必要がありますので注意してください。

(6) 選挙権年齢の引下げについて

公職選挙法の一部改正（平成27年6月19日公布）により、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が年齢満20歳以上から年齢満18歳以上に引き下げられました。

4 不在者投票のできる期間及び時間

不在者投票は、選挙期日の公示（告示）の日の翌日から選挙期日の前日まで（最高裁判所裁判官国民審査については、審査の期日の告示前4日以内に新たに審査対象となる裁判官が任命された場合等、例外的に、審査の期日の7日前から前日までとなる場合があります。）の期間において、土日・祝日を含めた毎日午前8時30分から午後5時までの時間帯において実施することができます。

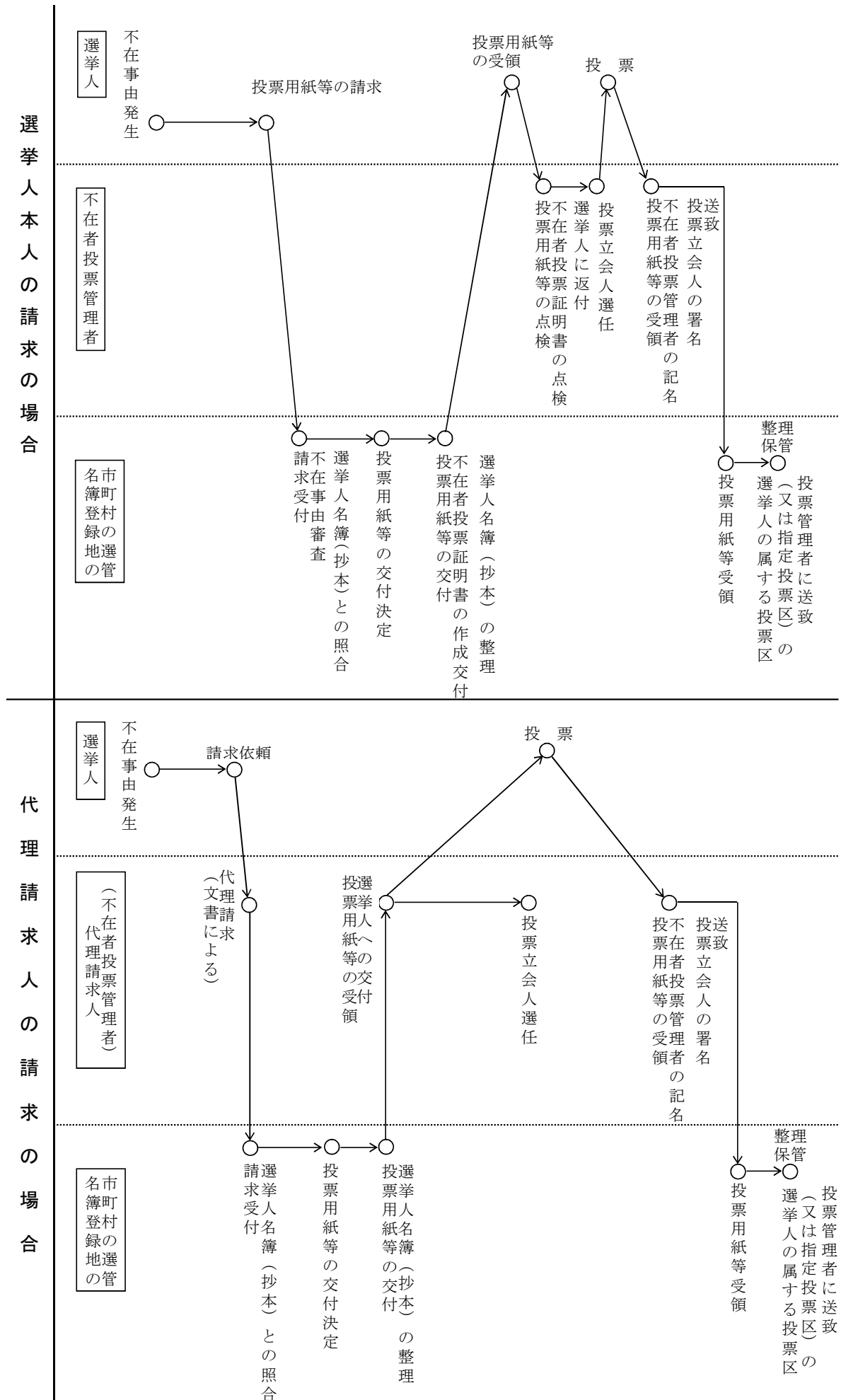
不在者投票のできる期間は下表のとおり選挙の種類によって異なります。特に、町村長及び町村議会議員の選挙については、当該期間が4日間と短いため、事前の準備に留意してください。

なお、繰上投票が行われる地域の選挙人の場合は、公示（告示）の日の翌日から繰上投票の日の前日までとなりますので注意してください。

選挙の種類	不在者投票のできる期間 〔一般的な期間であり繰上投票を行う投票区があるなど例外があるので注意が必要〕
衆議院議員の選挙 (最高裁判所裁判官国民審査)	告示（公示）日の翌日から11日間 (通常は上記と同じ期間。例外的に審査の期日の7日前からとなる場合がある。)
参議院議員の選挙	〃 16日間
都道府県知事の選挙	〃 16日間
都道府県議会議員の選挙	〃 8日間
市長及び市議会議員の選挙	〃 6日間
町村長及び町村議会議員の選挙	〃 4日間

※衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査は同時に行われますが、それぞれの不在者投票のできる期間が異なる場合があります。期間が異なる場合には、いずれの投票も同じ機会に投票できるよう、指定施設において投票日を設定する際は、配慮してください。

指定病院において不在者投票を行う場合



2 不在者投票に従事する者

1 不在者投票管理者

(1) 不在者投票管理者とは

不在者投票は、投票手続の公正を確保する必要から、一定の管理者の管理の下で行わなければならないこととされており、この管理者を不在者投票管理者といいます。その主な役目は、不在者投票の場所において、次のことを行うことです。

- ① 不在者投票に関する手続の全てについて最終的な決定を行う。
- ② 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行する。

なお、不在者投票管理者は、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされていますので、必ず外部立会人を立ち合わせるなど、公正な実施の確保に努めてください。

(2) 不在者投票管理者となる者

指定施設における不在者投票の事務は、次の者が不在者投票管理者となり行うことと定められています。

ただし、指定施設の長が候補者となった場合（候補者となっている選挙に限らない。）又は外国人である場合には、不在者投票管理者となることはできません。

このような場合や、長に事故があり又は欠けた場合には、職務を代理する者が不在者投票管理者となります。

施設の種類の種類		不在者投票管理者	左記の者が欠けた場合等に不在者投票管理者となる者
指定施設	病院（介護老人保健施設及び介護医療院を含む）	病院の院長	病院の院長の職務を代理すべき者
	老人ホーム	老人ホームの長	老人ホームの長の職務を代理すべき者
	身体障害者支援施設	施設の長	施設の長の職務を代理すべき者
	保護施設	施設の長	施設の長の職務を代理すべき者

(3) 不在者投票管理者の事務

不在者投票管理者が行う業務は次のとおりです。

- ① 不在者投票の記載場所の確保、設備
- ② 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付請求（代理請求の場合）
- ③ 不在者投票立会人の選任、必要に応じて不在者投票管理事務補助執行者の選任
- ④ 投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書の点検
※ 不在者投票証明書は、選挙人が自ら投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求した場合のみ送付されます。
- ⑤ 選挙人への投票用紙等の交付、不在者投票の実施
- ⑥ 代理投票の許否決定と代理投票補助者の選任
- ⑦ 投票の終わった不在者投票の市町村選挙管理委員会への送致
- ⑧ 不在者投票特別経費の請求

(4) 不在者投票管理者が留意すべき事項

- ① 不在者投票は投票日の前に選挙人に投票させる例外的な制度であるため、その取扱いは特に厳格な事務手続が規定されていることから、事前に分担事務全体の処理について計画を立て、スムーズに事務処理が行えるよう準備してください。
- ② 勘や過去の経験に頼らず、常に法規等に根拠をおいて、的確に処理してください。なお、不明な点については、選挙管理委員会にお尋ねください。
- ③ 投票の際に不在者投票立会人等から候補者の氏名を示唆され、あるいは記載中に覗かれる等の投票干渉を受けるというトラブルが生じないように、事務の管理執行にあたっては、自由・公正・平等をモットーとし、投票の秘密保持に万全を期し、選挙人に威圧や不安を抱かせることのないように配慮してください。
- ④ 不在者投票管理者、不在者投票立会人及び代理投票補助者については、法第255条の規定により職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪などの罰則の適用がありますので、これらの罰則に触れることのないように注意するとともに、不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効とされることのないよう留意してください。
- ⑤ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

2 不在者投票立会人

(1) 不在者投票立会人とは

投票所において投票に立会い、投票が公正に行われるよう監視する役割を果たすのが立会人です。不在者投票においても立会人の立会は必要で、立会のないところで行われた不在者投票は無効となります。

(2) 指定施設における不在者投票立会人となる者

不在者投票管理者は、選挙権を有する者で、かつ市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人（※1）を最低1人立会人として選任する必要があります。

この不在者投票立会人として必要な要件のうち「選挙権を有する者」とは、単に選挙権を有すれば足りるのであって、必ずしも選挙人名簿に登録されていることを要しません。

なお、不在者投票立会人は、不在者投票管理者や不在者投票事務従事者（投票用紙の交付等の投票事務を行う者）と兼務したり、代理投票（代理投票の仮投票も含む。）の補助者（立会補助者、記入補助者）と兼ねることはできません。

※1 外部立会人を立ち会わせることができない場合には、不在者投票が行われている時間中に、市町村選挙管理委員会の職員の派遣を求め、指定施設において不在者投票が公正かつ適正に行われていることの確認を受けるなど、不在者投票の透明性を高め、公正な実施の確保に努めてください。

(3) 不在者投票立会人の職務

不在者投票立会人は、不在者投票の手續の全般にわたって立会い、不在者投票が公正に行われているか監視します。したがって、不在者投票立会人が選挙人に対して候補者の氏名を示唆する等、投票干渉の疑惑を受けるような行為をしてはいけません。

また、公正に行われた投票について、立会人は投票の完了した不在者投票用外封筒の裏面に署名（自署）しなければなりません。この署名のない投票は、選挙の当日、投票管理者において不受理とされますので注意してください。

3 不在者投票管理事務補助執行者

不在者投票管理者は、不在者投票管理者の事務を補助する者として、不在者投票管理事務補助執行者を選任することができます。当該補助執行者は、不在者投票管理者の指示のもとで、投票所の事務に従事します。

4 代理投票補助者

心身の故障又はその他の事由により自分で候補者の氏名を書くことができない選挙人には代理投票をさせることができます。この場合、不在者投票管理者は不在者投票立会人の意見を聴いて、補助者2人（立会補助者、記入補助者）を投票所の事務に従事する者のうちから選任することになります。

投票記載場所においてその補助者1人の立会いの下に、別の補助者（記入補助者）が選挙人の指示する候補者の氏名を記載し、不在者投票管理者に提出します。

なお、代理投票において、選挙人の家族や付添人等は、選挙人の投票を補助すべき者（補助者）となることはできないため、選挙人本人の意思確認等を行う投票手続きに関与することはできません。

そのため、補助者は、投票の記載をする場所における投票手続きに入る前に、必要に応じて、選挙人の家族や付添人等との間で、候補者の氏名の確認に必要な選挙人本人の意思の確認方法について、事前打合せを行うなど、家族等との間でトラブルが発生しないよう、適切な対応を行ってください。

また、代理投票が認められる選挙人の様子は、様々であることから、投票の記載をする場所における投票手続きに入った後は、選挙人本人の意思確認に当たっては、個々の選挙人の状況に応じてきめ細かく適切に対応することが重要であり、その意思確認に十分努力すべきものであることに留意してください。

3 投票用紙等の請求方法

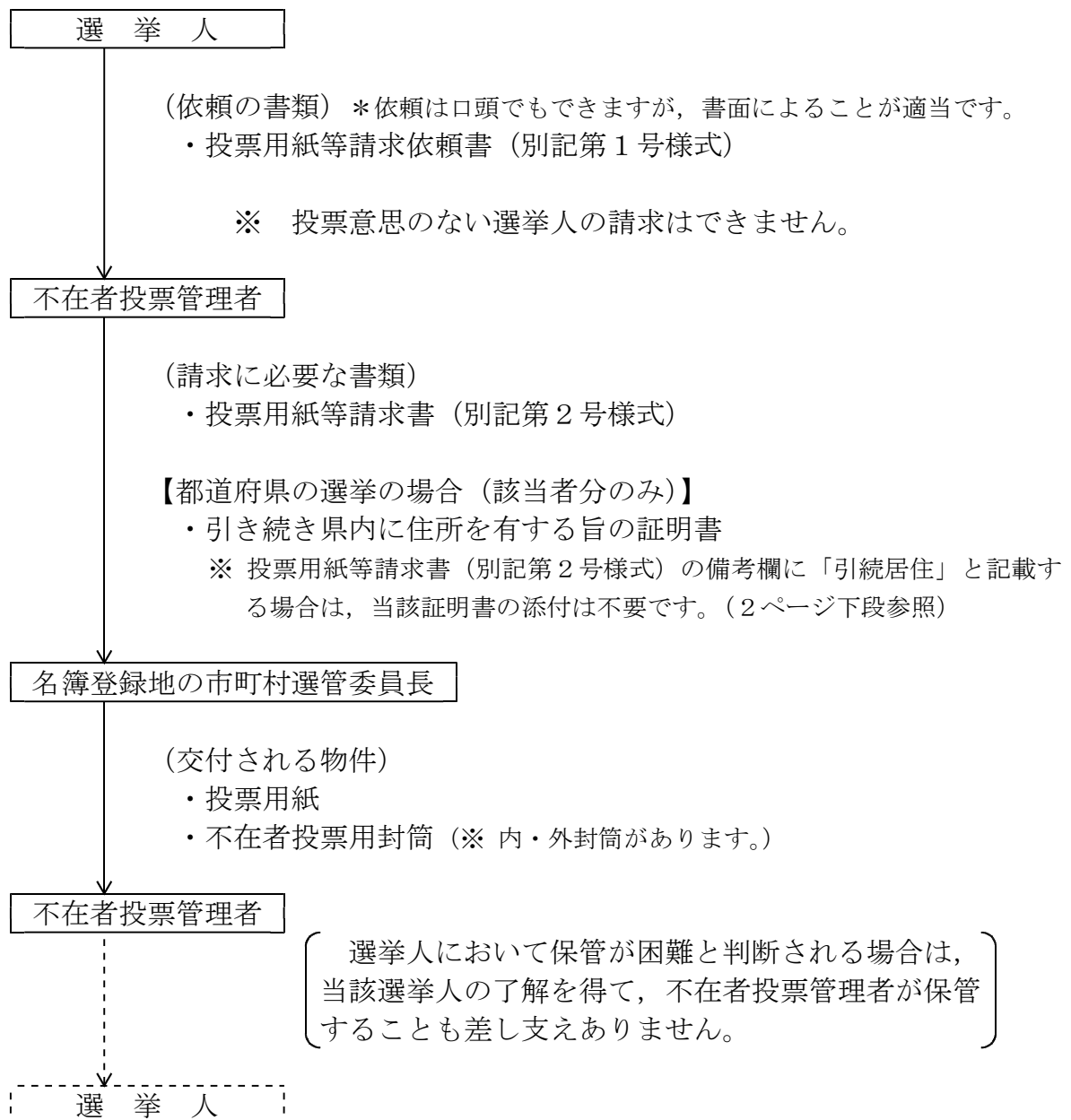
投票用紙等を，選挙人の名簿登録地（原則として住民票のあるところ）の市町村選挙管理委員会委員長に請求し，交付を受けます。

1 投票用紙等の請求期間

選挙期日の前日までで，選挙期日の公示（告示）の前でも請求できます。

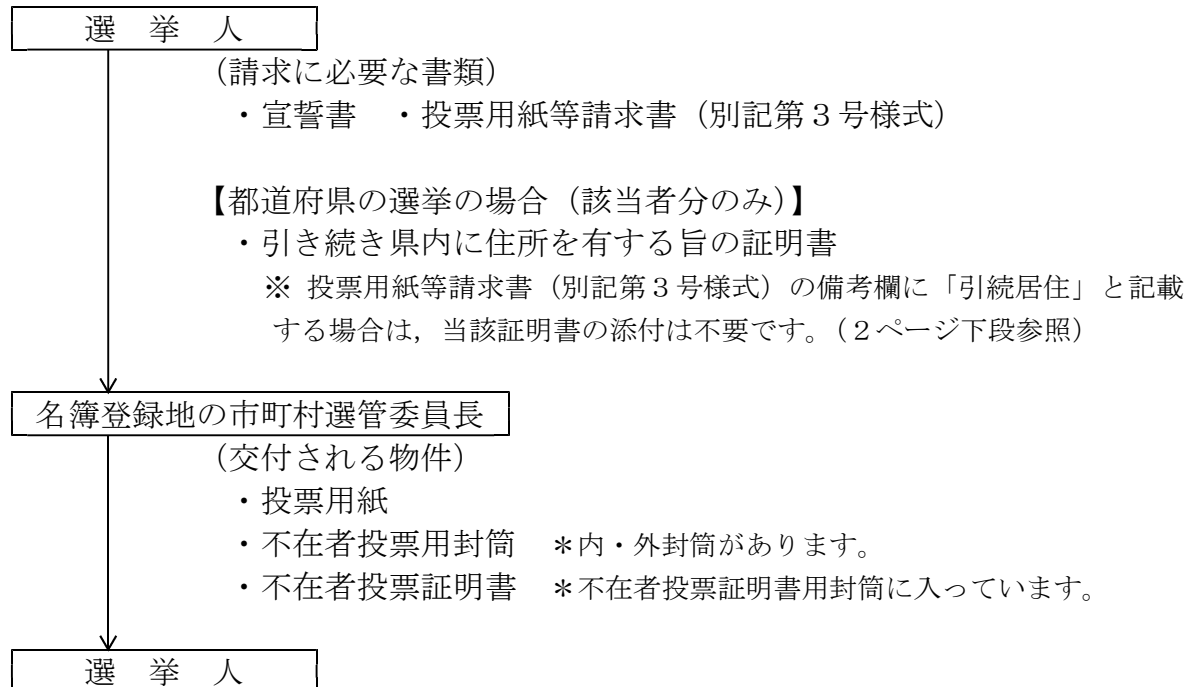
2 投票用紙等の請求の手続

(1) 選挙人から依頼を受けて，不在者投票管理者が請求する場合



(2) 選挙人が自ら請求する場合

指定施設に入院（入所）している選挙人は、自ら投票用紙等を直接名簿登録地の市町村選管委員長へ請求した場合は、施設で不在者投票を行うことができるほか、現に所在（居住）している市町村の不在者投票記載場所においても投票ができます。



(3) 点字投票を申し立てる場合

不在者投票管理者が投票用紙等を請求する場合、投票用紙等請求書の備考欄にその旨を記載します。また、選挙人が自ら投票用紙等を請求する場合もその旨の申し立てをしなければなりません。

【選挙人の「現住所」と「選挙人名簿に登録されている住所」が異なる場合の扱い】

選挙人名簿に登録されるには、住民票が作成された日（他の市区町村からの転入者は転入届出をした日）から引き続き3か月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている必要があります。また、前住所地の市町村においては選挙人名簿に「転出」の旨の表示がなされ、4か月経過後に抹消されます。そのため、住所移転後、現住所地の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間の扱いは、おおむね次のとおりとなります。

① 国の選挙の場合（衆議院議員、参議院議員の選挙、最高裁国民審査）

前住所地の市町村で投票できます。

② 都道府県の選挙の場合（知事、県議会議員の選挙）

県内の一の市町村に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き同一県内に住所を有する者については、住所移転の回数にかかわらず、投票することができます。投票は、3か月以上住所を有していた市町村で行います。

③ 市町村の選挙の場合

現住所地、前住所地どちらの市町村の選挙にも投票することはできません。

4 事前準備の方法

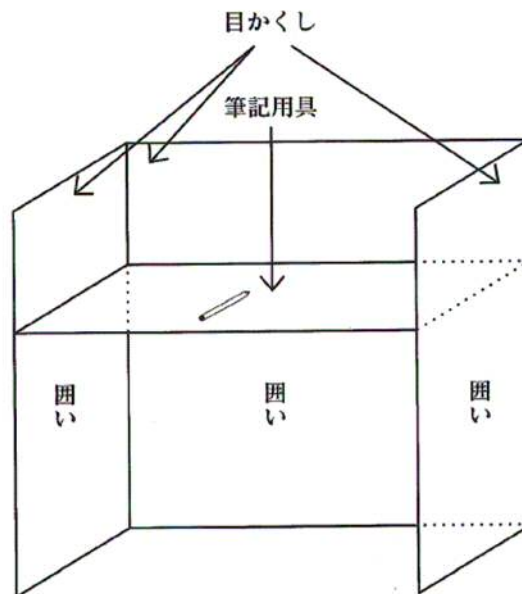
1 投票記載場所の準備

投票記載場所の設備は、指定施設内に設置し、投票用紙に記入しているところを他人がのぞき見ることができないように投票の秘密を保持し、また、投票用紙の交換その他不正な行為を防止するため、不在者投票管理者、不在者投票立会人の位置からは記載場所が見通せるようなレイアウトにするなど、相当な設備をする必要があります。

(1) 投票記載場所の条件

- ① 不特定多数の者が行き来するロビー等は避け、会議室等を確保すること。
- ② 投票を記載するための机等を置くこと。その配置は投票の秘密が守られるよう配慮すること。
- ③ 点字投票を申し立てた選挙人がいる場合は、点字器を用意すること。
- ④ 選挙運動又は政治活動に関するポスター、ビラなどを置かないこと。また、室外のポスターなどが見えないよう工夫すること。
- ⑤ 候補者の氏名等は一切掲示しないこと。

(設 置 例)



【投票記載所における候補者氏名の掲示】

施設における不在者投票においては、法175条の規定により候補者等の氏名を掲示することはできません。

選挙人から候補者氏名等一覧を見せて欲しいという要望がある場合には、投票記載場所外の場所（例えば、投票記載場所入口近くの廊下）に選挙公報若しくは立候補届出の告示又は新聞の切り抜きを置いておき、選挙人が自由に見られるようにしておくといった対応が考えられます（特定候補者の氏名等を赤で囲むなどすることができないことは、言うまでもありません）。

(2) ベッド上での投票

重病人等で歩行困難な選挙人については、不在者投票管理者の管理下で不在者投票立会人の立ち会いがある場合に限り、例外としてベッド上で投票することができます。

なお、その際は、投票の秘密保持に特に注意を払うとともに、室内に選挙運動又は政治活動に関するポスターやビラなどがある場合は予め撤去しておいてください。

2 不在者投票立会人の選任

不在者投票管理者は、不在者投票立会人を選任します。

なお、不在者投票立会人については、不在者投票の公正な実施の確保に努めるため、原則として、市町村の選挙管理委員会が選定した者（外部立会人）を選任することとされています。

[外部立会人の選任手続き例]

(1) 市町村選挙管理委員会が、特定の立会人を外部立会人候補者名簿から選定する場合

①立会可能日の連絡

②選定依頼（希望日時等連絡）
（別記第7－1号様式）

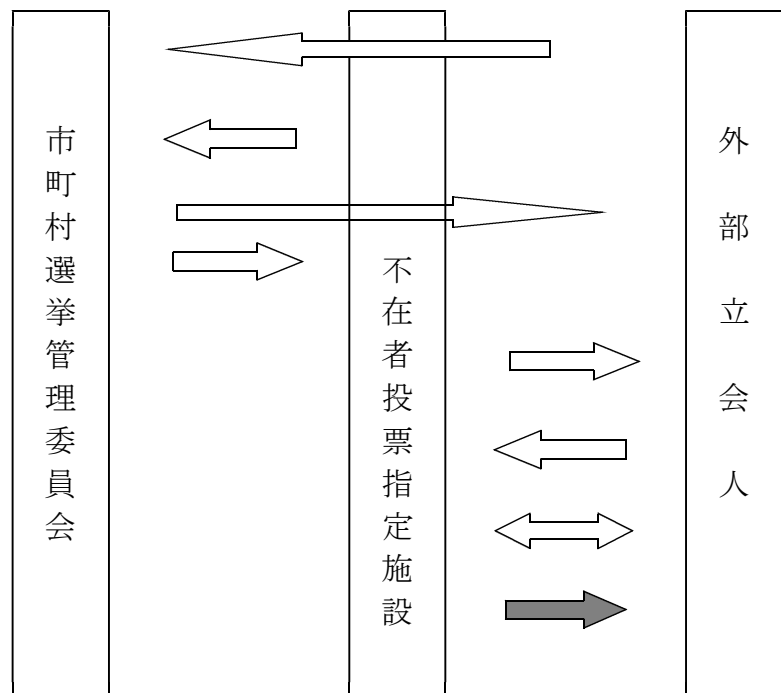
③選定通知（施設及び立会人）
（別記第7－2－1号様式）

④選任通知
（別記第7－3号様式）

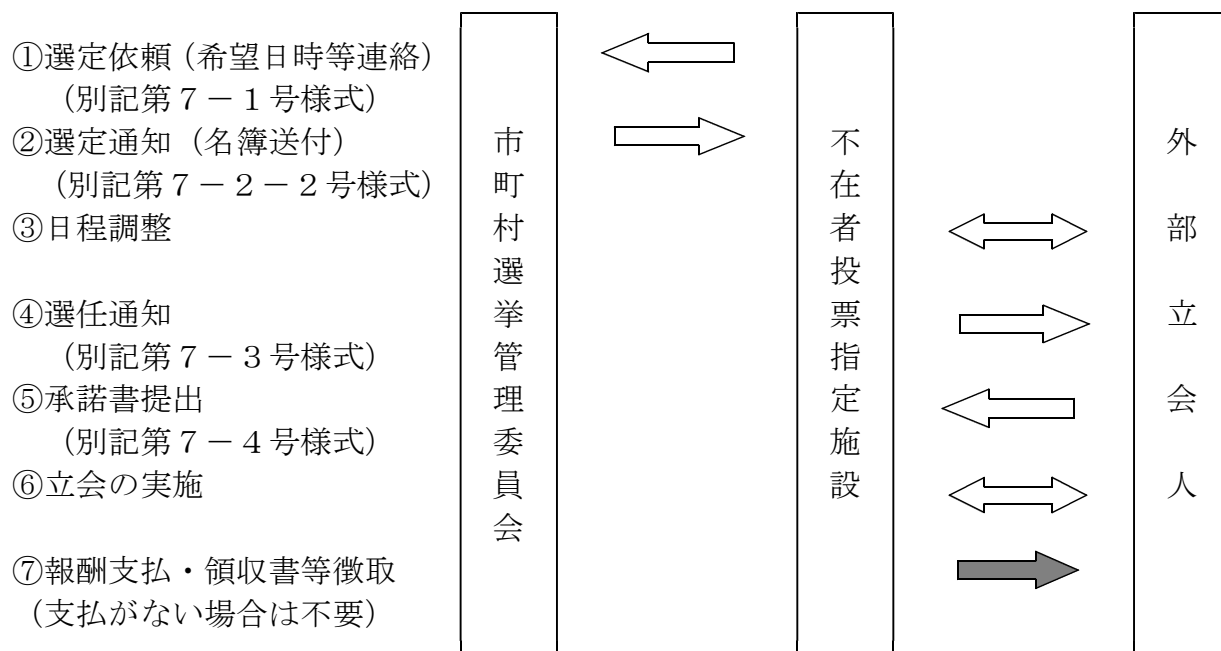
⑤承諾書提出
（別記第7－4号様式）

⑥立会の実施

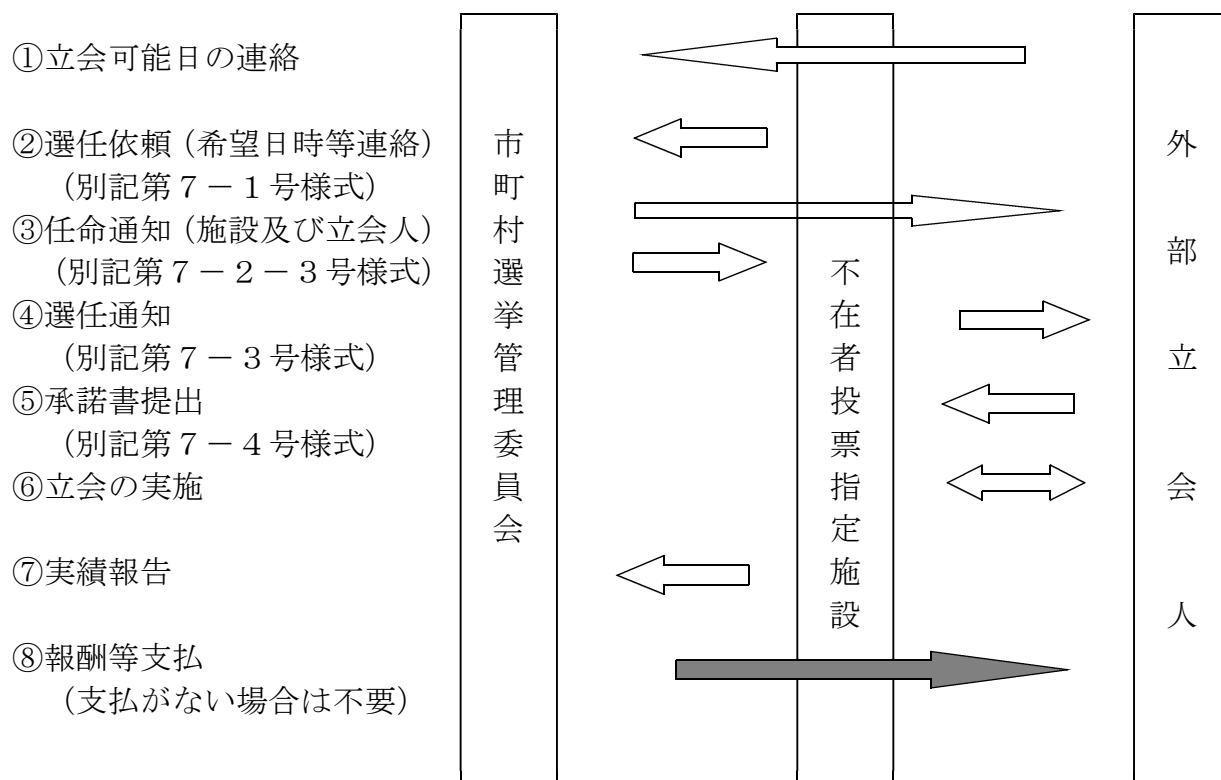
⑦報酬支払・領収書等徴取
（支払がない場合は不要）



(2) 不在者投票管理者が、市町村選挙管理委員会があらかじめ選定した外部立会人候補者名簿から選任する場合



(3) 市町村選挙管理委員会が、外部立会人候補者名簿等から任命した者を選任する場合



※別記様式第 7 - 1 号様式～第 7 - 4 号様式及び(3)⑦については、別記第 8 号様式を参照

3 事務補助執行者及び代理投票補助者の選任

不在者投票管理者は、あらかじめ不在者投票事務従事者の中から不在者投票立会人の意見を聴いて、代理投票補助者 2 人を選任します。

4 事務従事者への職務の説明

不在者投票を行う前に、不在者投票管理者は、不在者投票立会人、代理投票補助者及び不在者投票管理事務補助執行者などを対象に、その職務について説明を行うとともに、不在者投票事務従事者を集めて打合せやリハーサルを行ってください。

5 投票の実施方法

1 市町村選挙管理委員会からの投票用紙等の受領

指定施設の不在者投票管理者から投票用紙等の請求を受けた市町村選挙管理委員会は、直ちに選挙人名簿と対照し、その請求が適当であると認めたときは、投票用紙等を当該指定施設の不在者投票管理者（又は代理人）に交付し又は郵便をもって発送します。（事前に請求があった場合は、選挙期日の公示（告示）日の翌日以降、直ちに発送等をする扱いになります。）

受領した際には、必ず以下の事項を確認してください。

- ① 投票用紙及び不在者投票用封筒の数が請求した選挙人の数と一致するか。
- ② 点字によって投票する旨の申立てをした選挙人に対して交付された投票用紙に、「点字投票である旨の表示」がされているか。

<投票用紙の管理上の注意点>

- ・ 投票用紙の扱いに当たっては、水分が付くと密着するので、水、海綿、唾液、クリーム等を使用しないこと。
- ・ 投票用紙等の保管に当たっては、湿気の多い場所を避け、鍵のかかる金庫等に厳重に保管するとともに、管理上のチェック体制を明確にすること。

2 選挙人への投票用紙等の交付

(1) 不在者投票管理者が投票用紙等を請求した場合

不在者投票管理者は、投票用紙等を受け取ったら（上記1の事項を確認の上）、直ちに選挙人に渡さなければなりません。

ただし、選挙人において保管が困難と判断される場合は、当該選挙人の了解を得て、不在者投票管理者が保管することも差し支えありません。なお、不在者投票管理者が保管後、投票用紙等を選挙人に交付する場合は、不在者投票の当日、受付において、請求のあった選挙人であるか確認した後に交付するように配慮することが管理上必要です。

また、選挙人に交付する時は、以下の事項に留意してください。

- ① 選挙人を誤って他人の投票用紙等を交付することのないよう、市町村毎に分類して保管するなど注意すること。
（例）A町の選挙人にB町選管から交付された投票用紙等を渡していないか。
- ② 点字投票を希望する選挙人に交付する投票用紙には、「点字投票」の表示がされている投票用紙であることの確認を行うこと。
- ③ 2つ以上の選挙を同時に行う場合、投票用紙と封筒の組み合わせを間違えないよう、交付の際に丁寧に説明すること。

なお、はじめに1つの選挙の投票を終えてから、別の選挙の投票用紙等を交付するようにすると間違いを防ぐことができる。

(2) 選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合

自ら投票用紙等を請求した選挙人がいる場合は、投票用紙・不在者投票用封筒のほかに不在者投票証明書（証明書用封筒に封入）が同時に交付されていますので、次のとおり取り扱ってください。

- ① 投票用紙と不在者投票用封筒を提示させ、点検する。
（点検例） ・ 所定の投票用紙か。汚損及び破損はないか。
・ 投票用紙に候補者の氏名等が既に記載されていないか。
- ② 不在者投票証明書の入っている封筒を提出させ、開封して点検すること。
（点検例） ・ 不在者投票証明書用封筒の封が開いていないか。
・ 本人であるかどうか。

※ 点検の前に不在者投票証明書の封筒が開封してある場合には、いかなる理由であっても投票させることはできません。また、投票前に既に投票用紙に候補者の氏名等が記載されていた場合は、選挙人に交付を受けた市町村選挙管理委員会へ引き換えの請求をさせてください。

3 投票の手順

(1) 一般投票

- ① 選挙人は投票用紙に候補者 1 人の氏名（衆議院比例代表選出議員選挙にあつては、1 つの衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、参議院名簿登載者 1 人の氏名又は 1 つの参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称、最高裁判所裁判官国民審査にあつては、やめさせた方がよいと思う裁判官についてその上の欄に×印）を自書します。
- ② 投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて封をします。
- ③ 不在者投票用内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をします。
- ④ 選挙人は外封筒の表面に氏名を署名（自書）します。
- ⑤ 不在者投票管理者に提出します。

【外封筒（表）】

年 月 日 執行
 ○ ○ 選 挙

不在者投票
 (外封筒)

員 挙 ○
 会 管 ○
 之 理 ○
 印 委 選

投票者氏名

桜島太郎

※ 投票者が自書すること。
点字投票の場合は、点字で行うこと。

(2) 点字投票

不在者投票用外封筒の表面の署名（自書）は、不在者投票用内封筒を不在者投票用外封筒に入れる前に、点字で行います。

(3) 代理投票

病気や障害、その他の理由によって候補者の氏名を自書できない選挙人は、不在者投票管理者に申請（口頭可）して代理投票をすることができます。

① 代理投票の場合

不在者投票管理者は、立会人の意見を聞いて、補助者2人を補助者本人の承諾を得て定め、その1人の立会い（立会補助者）のもとに他の1人（記入補助者）に投票記載場所で選挙人の指示する候補者1人の氏名等を記載させます。

次に、記載した候補者の氏名等を選挙人に示した上、これを不在者投票用内封筒に入れ、封をさせた上、不在者投票用外封筒に入れ、封をさせ、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させ、直ちに提出させます。

② 代理投票の拒否

代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、不在者投票立会人の意見を聞いて、代理投票を拒否することができます。

③ 代理投票の仮投票をさせる場合

代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき、または代理投票をさせることについて不在者投票立会人に不服があるときは、仮投票をさせてください。

代理投票の仮投票の場合には、①の手續きに加えて、記入補助者に不在者投票用外封筒表面の投票者氏名の左欄に、記入補助者の署名（自書）をさせ、提出させます。

④ 処理経過の記録

代理投票や仮投票を行う場合は、その記録を残してください。

<記録すべき事項の例>

- 代理投票
選挙人氏名，補助者氏名（2名），事由
- 仮投票
選挙人氏名，仮投票の原因，投票拒否の事由

(代理投票の場合) 【外封筒（表）】	(代理投票の仮投票の場合) 【外封筒（表）】
○ 年 月 日 執行 ○ 〇 選 挙 不在者投票 (外封筒) 員 〇 会 〇 之 〇 印 県 印 選 投票者氏名 桜島太郎 記入補助者が記載 ※ゴム印不可	○ 年 月 日 執行 ○ 〇 選 挙 不在者投票 (外封筒) 員 〇 会 〇 之 〇 印 県 印 選 代理記載人 新燃花子 投票者氏名 桜島太郎 ※ゴム印不可

4 受領した不在者投票用封筒（外封筒）の確認

不在者投票管理者は、選挙人の署名（自書）が外封筒にはっきり書かれているかを確認し受領してください。（署名がない場合は、投票が無効となるので特に注意してください。）

5 投票終了後の不在者投票用封筒（外封筒（裏））への処理

不在者投票管理者は、投票用紙の入った不在者投票用外封筒の裏面に、投票した年月日、投票場所及び不在者投票管理者の職氏名を記載（ゴム印でも可）し、投票に立ち会った不在者投票立会人に署名（自書）させます。

【外封筒（裏）】

立会人が必ず署名すること ゴム印不可	交付市町村名	交付年月日	投票年月日	投票場所
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	投票場所
	選挙人名簿の属する市町村	立会人氏名	不在者投票管理者職氏名	
		甲野 乙郎	院長 薩摩太郎	

不在者投票管理者が記載すること
ゴム印可

【受理されない投票】

次のような不在者投票は、選挙期日当日の投票管理者（開票管理者）において「不受理」とされてしまうので、気をつけてください。

- ① 外封筒の表面に選挙人の署名のないもの
- ② 外封筒の裏面に投票年月日、場所、不在者投票管理者氏名の記名のないもの
- ③ 外封筒の裏面に立会人の署名のないもの（またはゴム印等自署でないもの）
- ④ 代理投票の仮投票について、外封筒の表面に記入補助者の署名がないもの（またはゴム印等自署でないもの）
- ⑤ 外封筒に不用な事項の記載のあるもの
- ⑥ 外封筒の封がされていないもの

6 不在者投票の変更

不在者投票をしようとして投票用紙等の交付を受けた選挙人が、選挙期日の前日までに不在者投票をしなかったときは、その投票用紙等を当該選挙人の属する市町村の投票管理者に返して、その投票所において投票することができます。

6 投票後の処理方法

1 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、投票用紙の入った不在者投票用外封筒（選挙人自ら投票用紙等を請求した場合は、不在者投票証明書も同封）を適当な封筒に入れて封をした後、表面に「不在者投票在中」と朱書きし、さらに裏面に施設名、所在地、不在者投票管理者名を記載（ゴム印でも可）し、押印の上、選挙人の名簿登録地の市町村選管委員長に郵送又は持参してください。（郵送の場合は、速達又はレターパック等により送付ください。）

なお、その際に「不在者投票送致書」（別記第4号様式）に必要事項を記入して同封してください。

【不在者投票送致用封筒】 （裏）

Diagram of the back of the absentee ballot envelope. It shows a vertical rectangular envelope with a triangular flap at the top. The text is written vertically from top to bottom: ○○市○○町○○番地, ○○病院 院長 霧島次郎, and a circular postmark (印).

（表）

Diagram of the front of the absentee ballot envelope. It shows a vertical rectangular envelope. At the top left is a box labeled '速達' (Registered Mail). To its right is a postal code format: □□□-□□□□. Below the postal code, the text is written vertically: ○○市選挙管理委員会委員長 殿, and ○○市××町△△番地. On the left side, there is a vertical box containing the text '不在者投票在中' and '○○選挙U'. An arrow points from this box to the text '朱書きで' (Written in red ink).

※ 不在者投票は、不在者投票管理者から選挙人の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を経て、所属投票区の投票管理者に送致されますが、投票所を閉じる時刻までに投票所へ到達しないときは、その不在者投票は事実上投票しなかったものとして取り扱われますので、時間的な余裕をもって郵送又は持参してください。

2 未使用の投票用紙等の返却

投票用紙等の請求をしたが実際に投票しなかった選挙人や、選挙期日までに退院（所）した選挙人、死亡した選挙人に係る投票用紙等は、交付を受けた市町村選挙管理委員会へ必ず返却してください。

返却は、他の選挙人が行った投票の送致と同時でも構いませんが、退院（所）した者が期日前投票や当日投票を行うためには、施設から不在者投票用に交付された投票用紙等が返却されている必要がありますので、退院（所）者にかかる投票用紙等は早めに返却してください。

7 不在者投票特別経費の請求方法

指定施設の長は、不在者投票に関する経費を当該都道府県又は市町村の選挙管理委員会に請求できますので、当該選挙終了後1週間以内に請求書を提出してください。

1 請求金額

(1) 投票に要する経費

不在者投票をした選挙人1人につき1,073円となっており、投票用紙を請求したものの実際に投票を行わなかった人は対象外です。

また、知事選挙と県議会議員選挙など、複数の選挙が同時に行われる場合、投票を同時に行った場合の請求金額は、併せて1,073円となります。

(2) 外部立会人に要する経費

不在者投票管理者が、市町村の選挙管理委員会の選定した外部立会人を投票立会人として選任し、かつ、その者に報酬を支払った場合は、1日当たり10,900円を限度として、不在者投票に要する経費を請求することができます。

なお、市町村の選挙管理委員会が選定した者以外を外部立会人に選任した場合は、選挙管理委員会による費用の負担はありませんので御注意ください。

また、1日（午前8時30分から午後5時の8時間30分）のうち一部の時間について従事した場合、請求できる金額は、実際に従事した時間に応じた額となります。1回あたりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げて算出した金額を報酬の上限額とします。

(例) 午前9時から午前12時30分までの3.5時間従事した場合
⇒積算には4時間を用いる。

$$\frac{4}{8.5} \times 10,900 \div 5,129 \text{円 (1円未満切り捨て)}$$

<謝金等額の上限>

※「2 請求書及び提出先」の表中、②から③の選挙で県外で執行される選挙及び④の選挙については、当該選挙を執行する選挙管理委員会にお問い合わせください。

従事時間	上限額の積算に用いる時間	報酬金額（上限）
1時間以下	1時間	1,282円
1時間を超え、2時間以下	2時間	2,564円
2時間を超え、3時間以下	3時間	3,847円
3時間を超え、4時間以下	4時間	5,129円
4時間を超え、5時間以下	5時間	6,411円
5時間を超え、6時間以下	6時間	7,694円
6時間を超え、7時間以下	7時間	8,976円
7時間を超えた場合	1日	10,900円

2 請求書及び提出先

請求は不在者投票特別経費請求書（別記第5号様式）により行ってください。
なお、請求書の提出先は次のとおりです。

選挙の種類	提出先
① 国会議員の選挙（②を除く）	鹿児島県選挙管理委員会
② 国会議員の補欠選挙	当該選挙の執行されている都道府県選挙管理委員会
③ 都道府県議会議員及び知事選挙	当該選挙の執行されている都道府県選挙管理委員会（鹿児島県議会議員及び同県知事選挙の場合は鹿児島県選挙管理委員会）
④ 市町村議会議員選挙及び市町村長の選挙	当該選挙が執行されている市町村選挙管理委員会

3 請求書の添付書類

- (1) 国会議員の選挙（上記2表中の①）において、県外の選挙人に係る不在者投票特別経費を鹿児島県選挙管理委員会に請求する時は、必ず、当該選挙人の名簿登録地の市区町村選挙管理委員会へ送付した「不在者投票送致書」の写しを添付してください。
- (2) 全ての選挙において、振込口座（金融機関名、本支店等名、口座番号、口座名義人（カタカナ））が確認できる通帳の内側のページの写しを添付してください。
- (3) 外部立会人に要する経費を請求する場合は、以下の書類を添付してください。
 - ①不在者投票者氏名等（別記様式第6号）
 - ②領収書又は振込依頼書の写し
 - ③選定通知書等の写し（市町村選挙管理委員会が指定施設に通知した外部立会人の選定通知（P11の③）又は、外部立会人の名簿一覧表（P12の（2）の②）のこと。）

4 その他

外部立会人に報酬を支払った場合は、一定額以上であれば、源泉徴収の対象となりますので御留意ください。（詳しくは、税務署に相談してください。）

8 特殊な投票手続

不在者投票の事務処理には、このほかに、次のような特殊な投票や手続があります。詳細については、選挙管理委員会にお尋ねください。

1 選挙人が船員である場合の手続

選挙人が船員である場合は、「投票用紙等」を請求する際、船員の選挙人名簿登録証明書を併せて提示しなければなりません。

なお、船員が、総務省令で指定された市町村の選挙管理委員会の委員長に対して請求する場合は、さらに船員手帳（実習生の場合には、船員手帳に準ずる文書（練習船実習生証明書））の提示が必要になります。

2 郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票は、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳又は戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている人や介護保険法に規定する被保険者証の交付を受けている人のうち、あらかじめ市町村選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けた選挙人本人が自ら郵便等による「投票用紙等」の交付を請求し、投票の記載をした後、市町村選挙管理委員会委員長に郵便等により送付する制度です。

この制度により、当該選挙人が指定施設において投票を記載することがあり得ますが、指定施設の長が不在者投票管理者となっていく不在者投票ではありませんので、注意してください。

なお、郵便等による不在者投票をすることができる人が、一般の不在者投票を行う場合は、当然に指定施設の長が不在者投票管理者となります。

3 特定患者等による特例郵便投票

特定患者等による特例郵便投票は、新型コロナウイルス感染症の患者又は感染したおそれがある者であって、①宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求めを受けた者、又は②検疫法により宿泊施設内に収容されている者、のうち、投票用紙等請求の時ににおいて、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票しようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれるとき、選挙人本人が自ら郵便等による「投票用紙等」の交付を請求し、投票の記載をした後、市町村選挙管理委員会委員長に郵便等により送付する特例制度です。

この制度により、当該選挙人が指定施設において投票を記載することがあり得ますが、指定施設の長が不在者投票管理者となっていく不在者投票ではありませんので、注意してください。

なお、特定患者等による特例郵便投票をすることができる人が、一般の不在者投票を行う場合は、当然に指定施設の長が不在者投票管理者となります。

9 不在者投票に関するQ & A

1 指定施設における不在者投票の概要

【施設所在地に住所のある者】

Q. 住所地の市町村内の病院等に入院している者のうち、歩行ができる者は不在者投票ができないのでしょうか。

A. 入院又は入所している指定施設が自市町村内であっても投票区外である場合や、投票区内であっても当日、天災や悪天候により投票所に到達することが困難であることが見込まれる場合は、不在者投票することが可能です。また、指定病院（施設）に入院（入所）中の感染症患者や精神病患者などで、一般投票のために外出させることが適当でないと認められる場合は、たとえ歩行が可能な者であっても、歩行困難な者とみなして指定施設内で不在者投票をさせて差し支えありません。

【同一敷地内等の施設の投票】

Q. 当病院は不在者投票指定施設としての指定を受けましたが、分院があります。本院の指定をもって分院でも不在者投票を行うことはできるのでしょうか。

A. 分院自体について指定を受けない限り、例え本院の院長の管理の下であってもその分院では不在者投票を行うことはできません。

また、同一施設あるいは同一敷地内に介護老人保健施設や介護医療院、老人ホームなど関連施設が併設されている場合も、それぞれの施設が別々に指定を受けない限り、指定を受けていない施設での不在者投票はできません。

【付添人の投票】

Q. 指定病院に入院中の選挙人の付添人は、当指定病院において投票できますか。

A. 指定病院に入院中の選挙人の付添人は投票できません。

付添人が選挙期日前に投票をする場合は、名簿登録地の市町村選管が指定する場所での期日前投票か、施設所在地の市町村選管が指定する場所での不在者投票を行うことになります。

2 不在者投票に従事する者

【不在者投票管理者の選挙権】

Q. 不在者投票管理者は、その選挙に関して、選挙権を有する必要がありますか。

A. 不在者投票管理者となるべき者は、選挙権の有無にかかわらず当然に不在者投票管理者となります。ただし、その者が候補者となった場合や外国人である場合は不在者投票管理者となることはできません。

【不在者投票管理者と代理投票補助者との兼務】

Q. 不在者投票管理者が代理投票の補助者を兼ねてもよいでしょうか。

A. 不在者投票管理者、不在者投票立会人、代理投票の補助者はそれぞれ兼務することはできません。

【不在者投票管理者を代理すべき者】

Q. 不在者投票管理者となるべき施設の長がやむを得ない用務のため長期間旅行中等の場合、事務職員が不在者投票管理者の職務を執行できますか。

A. 職務を代理すべき立場にある者であれば事務職員でも執行できます。

【不在者投票管理者が選挙に立候補した場合】

Q. 指定病院の院長が選挙に立候補した場合、本人が候補者となっている選挙以外の選挙について不在者投票管理者となることは可能ですか。

A. 自ら候補者となった選挙だけでなく、候補者としての身分を有している期間に行われる全ての選挙の不在者投票管理者となることはできません。

【不在者投票管理者が選挙に立候補した場合】

Q. 指定病院の院長が候補者となり、その職務を代理する者が息子の場合、不在者投票管理者となることは構いませんか。

A. 不在者投票管理者となることは差し支えありませんが、立会人の選任について特に留意し、外部立会人を選任するなどその厳正な立会いの下に不在者投票を執行するなど、特別の配慮をすることが適当です。

【不在者投票管理者の投票記載場所への常駐】

Q. 不在者投票管理者は必ず投票記載場所に立会人とともにいなくてはなりませんか。

A. 不在者投票管理者の管理権が及ぶなら、必ずしも投票記載場所にいる必要はありません。

ただし、不在者投票管理者の事務補助者と立会人の最低2人、代理投票の場合は更に補助者2人が投票記載場所にいなければなりません。

【投票事務への不在者投票立会人の関与】

Q. 投票立会人は投票用紙の交付等の補助をしても構いませんか。

A. 投票立会人は、投票が公正に行われるように監視しなければならないので、自ら投票事務を行うことはできません。

なお、立会人が事務補助を行ったことにより立会人不在とみなされ、結果としてその選挙が無効となった事例もありますので、十分注意してください。

【不在者投票立会人の交代】

Q. 投票立会人は不在者投票の期間の途中で交代しても構いませんか。

A. 差し支えありません。ただし、改めて投票立会人選任の手続が必要です。

【公的病院等の外部立会人の選任】

Q. 国や地方自治体が開設する指定施設については、外部立会人による立ち会いは不要ですか。

A. 公的病院であるかどうかに関わらず、原則として、全ての指定施設において、外部立会人による立ち会いが必要です。

3 投票用紙等の請求

【不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書】

Q. 代理請求の場合も不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書を選挙人に提出させなければなりません。

A. 代理請求の場合は必要ありません。

【投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書への署名と押印】

Q. 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書の氏名は、必ず本人の署名でなければなりません。また、印は拇印でもよいですか。

A. 自書が可能な場合は、本人の署名により作成してください。自書できない場合は、記名及び押印又は、押印の代わりに補助者の氏名を記載ください。なお、印は拇印でも構いません。

【同時選挙における投票用紙等の請求】

Q. 2以上の選挙が同時に執行される場合、それぞれ別の請求書を作成しなければなりません。

A. 1つの請求書で両方の投票用紙を請求しても構いません。

【選挙期日が迫ってからの代理請求依頼】

Q. 選挙期日が迫ってから入院患者から投票用紙等の代理請求の依頼があり、速達郵便でも間に合わないときは、自動車等を利用してでも代理請求を行わなければなりません。

A. 原則として代理請求を断わることはできません。郵便によるか直接によるかは、不在者投票管理者の自由ですが、できる限り不在者投票が可能となるよう便宜を図ってください。

【入院患者の家族を使者として請求すること】

Q. 入院患者から投票用紙の代理請求をしてほしい旨依頼がありましたが、郵送では時間的に間に合わないため、本人の家族に院長の使者として選管に請求に行かせてよいですか。

A. 院長の管理権の及ぶ者（使者）と認められれば請求はできます。その際は、院長名をもって、家族の者に院長の使者として請求させる旨の文書等を携帯させるなどの配慮をお願いします。

【投票用紙等の交付請求期限】

Q. 不在者投票管理者から市町村選挙管理委員会に対する投票用紙等の交付請求の期限はいつでしょうか。

A. 投票日の前日までです。

なお、指定施設で投票を終えた投票用紙等は、不在者投票管理者からそれぞれの市町村選挙管理委員会へ送致していただきますが、市町村選挙管理委員会は送致された投票用紙等を、選挙当日に投票所が閉鎖されるまでに各投票管理者（投票所）の手元に届けなければなりませんので、投票用紙等の交付請求をする場合は、選挙管理委員会が投票管理者に届けるために必要な時間等を考慮し、なるべく早い時期に行われるようお願いいたします。

【選挙人の投票用紙等の請求時期】

Q. あらかじめ不在者投票を行うこととしている日以外の日選挙人から投票用紙等の請求の依頼があった場合、依頼を断ってもよいでしょうか。

A. 日を特定していることを理由として依頼を拒否することのないようにしてください。

4 事前準備

【投票に用いる筆記用具】

Q. 投票の記載をする筆記用具に決まりはありますか。

A. 特にありません。ちなみに、一般投票の投票所では鉛筆を用いています。

【投票箱】

Q. 投票箱についての定めはありますか。

A. 投票箱の設置は特に義務付けられていませんが、市町村選管に送致するまでの間は施錠できる金庫等に厳重に保管していただくようお願いいたします。

【候補者氏名の掲示】

Q. 入院患者から候補者氏名一覧を掲示してほしいという要望が強く、掲示の必要性を痛感していますが、病院（施設）側において自主的に掲示しても構いませんか。

A. 施設における不在者投票においては法令上、氏名掲示をすることはできませんので、投票記載場所内での掲示は絶対に行わないでください。なお、投票記載場所の外で候補者を公平に扱っている資料（選挙公報、新聞記事、市町村選挙管理委員会の作成した候補者名簿等）を見せることは、差し支えありません。

5 投票の実施

【不在者投票用紙等の交付】

Q. 不在者投票用紙及び同封筒を交付された場合、直ちに選挙人に渡すことなく、期日を定めてする投票日まで、不在者投票管理者で保管してもよいですか。

A. 不在者投票管理者で保管することについては、選挙人における保管が困難であると判断される場合について、選挙人の了解を得て、保管してください。

この場合、不在者投票の当日、受付において、請求のあった選挙人であるか確認した後に交付するとともに、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付間違いのないよう注意してください。

なお、不在者投票をする期日を定めることについては差し支えありませんが、その特定の日以外に投票の申出があった場合にこれを拒否することはできません。

【選挙人が転院した場合の取り扱い】

Q. A（指定）病院に入院中に不在者投票用紙等の交付を受けた者が、その後B（指定）病院に移った場合に、B病院内で不在者投票をさせることができますか。

A. 選挙人自ら投票用紙等の交付を請求した場合に限ってできます。

【代理投票における意思表示】

Q. 自書能力もなく口もきけない人が候補者の名刺等を呈示し、自分が投票したいものの氏名を指示する方法で不在者投票の代理投票ができますか。

A. 選挙人の意思が確認できる限り差し支えありません。

【不在者投票管理者の職務代理】

Q. 病院長名で投票用紙の代理請求をした後病院長に事故があり、その後引き続いて院長代理が院長事務を行っている場合、不在者投票管理者の氏名は院長代理でよいですか。

A. 「院長代理〇〇〇〇」と記載してください。

【記名と署名の違い】

Q. 不在者投票用外封筒にする不在者投票管理者の記名と立会人の署名に関連して、「記名」と「署名」との違いは何ですか。

A. 「記名」は本人以外の者が記載してもよいので、事務職員等が記入するほかゴム印なども使用できますが、「署名」は本人が自書しなければなりません。

【不在者投票用外封筒の投票者欄の記載方法】

Q. 不在者投票外封筒の「投票者」欄への選挙人氏名の記載はゴム印でも構いませんか。

A. 代理投票の場合を除き、必ず選挙人本人の署名でなければなりません。

したがって、ゴム印が押されているような場合は、選挙人自身に二重線で当該部分を抹消させ、改めて氏名を自書させてください。

なお、訂正箇所には訂正印を押印する必要はありません。

6 投票後の処理

【投票実施前に退院・退所した場合】

Q. 代理請求により投票用紙等の交付を受けましたが、投票実施前に選挙人が退院・退所した場合どうしたらよいですか。

A. 経緯を詳細に書いて、投票用紙等の交付を受けた選挙管理委員会に至急返送してください。なお、当該選挙人に対しては、投票当日投票所に行けば投票できる旨伝えてください。

【投票用紙等請求依頼書の保管】

Q. 投票用紙等の代理請求の際に選挙人から徴した依頼書は選挙管理委員会に提出するのですか。

A. 不在者投票管理者において保管してください。

【不在者投票の郵送方法】

Q. 投票用紙等を選挙人の名簿登録地の選挙管理委員会へ郵送する際、普通郵便による送付でもよいですか。

A. 速達又はレターパック等で送付してください。

※令和2年の郵便法改正により、普通郵便の取扱いが変更となっております。
(土曜配達の休止及び翌日配達の廃止)

7 不在者投票特別経費の請求

【本人請求と代理請求】

Q. 投票用紙等を代理請求した場合と本人が請求した場合とでは、経費の支払額に違いがありますか。

A. いずれも同額で1,073円です。

【同時に実施した選挙における経費の額】

Q. 1人の選挙人が衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票をした場合と、1つの選挙についてのみ不在者投票をした場合とで経費の支払額に違いはありますか。

A. いずれも同額で1,073円です。なお、参議院議員通常選挙における選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙についても同様の取扱いとなります。

【国政選挙における他県の選挙人に係る経費請求先】

Q. 鹿児島県以外に住所があり、他県の市町村選管から投票用紙の交付を受けて不在者投票を行った選挙人に係る不在者投票の経費は、どこに請求すればよいですか。

A. 衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙については、他県の選挙人についても鹿児島県選挙管理委員会あて請求してください。ただし、一部の都道府県（地域）で実施される補欠選挙等については、その選挙が実施された都道府県あてに請求してください。

【外部立会人に関する経費の請求】

Q. 外部立会人が報酬を受け取らなかった場合でも、当該立会人との連絡調整のための事務費等を請求することはできますか。

A. 外部立会人に要する経費については、当該立会人の報酬が請求の対象となるため、事務費等を請求することはできません。

【外部立会人経費の請求額】

Q. 外部立会人の報酬額は、1日(8.5h)当たり10,900円とされていますが、一部の時間のみ不在者投票を実施し、その実際に従事した時間に応じ、報酬額を算定する場合において、報酬額に端数が生じた場合の処理はどうなりますか。

A. 報酬額に端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てて請求してください。

(例) 3時間の場合

$$\frac{3}{8.5} \times 10,900 = 3,847.05 \cdots \rightarrow 3,847 \text{円 (1円未満切り捨て)}$$

10 様式集

別記第 1 号様式

投票用紙等請求依頼書			
住所	選挙人名簿に記載されている住所	氏名	生年月日

令和 年 月 日 執行の
依頼します。

選挙につき不在者投票をしたいので、投票用紙等の請求を

令和 年 月 日
請求者氏名(自署)

(補助者氏名)

施設名
不在者投票管理者 殿

注 1 不在者投票管理者たる病院長等は選挙人の依頼があるときは、選挙人に代って投票用紙等の請求をしなければならぬ。選挙人の依頼は口頭でもよいが、上記の様式に準じた文書によることが望ましい。

注 2 この請求依頼書は、選挙人の請求意思を確認するため、必ず本人の自署等により作成してください。選挙人が自署できない場合は、請求者氏名の末尾に選挙人の印（拇印でも可）を押すか、（補助者氏名）欄に補助者の氏名を記載してください。

別記第2号様式

投票用紙等請求書

住 所	選挙人名簿に記載 されている住所	選挙人氏名	生年月日	備 考

上記の選挙人は、令和 年 月 日執行の 選挙の当日、当病院（施設）に入院又は入所中のため、当病院（施設）において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、上記の選挙人に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日

住 所
施設名
不在者投票管理者職・氏名

市
町選挙管理委員会委員長 殿
村

備 考

- 1 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項（点字投票）の申し立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。
- 2 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、公職選挙法施行令第50条第5項の申請をする場合は、備考欄に「引続居住」と記載すること。
- 3 選挙の期日の公示又は告示の日前に請求する場合には、選挙の執行年月日を記載する必要はないが、当該請求に係る選挙を指定する文言を記載すること。
- 4 市町村選挙管理委員会が、この様式以外の独自の様式を使用している場合は、それにより請求のこと。

投票用紙等請求書兼宣誓書

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長 殿

私は、令和 年 月 日執行の 選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込でありますので、宣誓書を添えて、不在者投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求いたします。

記

- ・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ・ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- ・ 交通至難の島等に居住・滞在
- ・ 住所移転のため、本市町村以外に居住
- ・ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

氏 名		生年月日	
現 住 所			
選挙人名簿に記載されている住所	(現住所と異なる場合のみ記載すること)		
備 考			

注1 入院（入所）中の選挙人が、直接投票用紙等を請求する場合の請求書です。

注2 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、公職選挙法施行令第50条第5項の申請をする場合は、備考欄に「引続居住」と記載してください。

注3 この請求書を、名簿地の市町村選管委員長に提出することにより、投票用紙等が直接本人に交付されます。

-----事務処理欄（次の欄は記入しないで下さい。）-----

受付 年 月 日 前 午 時 分 後	投票区	投票場所	備考
	名簿番号 P No.	立会人氏名	

不在者投票送致書

令和 年 月 日

市
町選挙管理委員会委員長 殿
村指定施設 住所
名称
不在者投票管理者氏名令和 年 月 日執行の
す。

選挙における不在者投票を下記のとおり送付しま

記

(市町村分)

1. 不在者投票数

一般不在者投票者数	代理投票による不在者投票者数	計

2. 代理投票による不在者投票の内訳

選挙人氏名	代理投票補助者(必ず2人)		代理投票の理由
	記入補助者	立会補助者	
計(人)			

3. 外部立会人の氏名等

外部立会人		立会年月日	立会時間
氏名	住所		

4. 投票日(不在者投票をした日) 令和 年 月 日

※ 不在者投票ができる期間は

- 公示又は告示の日の翌日から選挙期日の前日まで。
 - 国民審査は例外的に審査期日の7日前から審査期日の前日までとなる場合があるので注意すること。
- (いずれも繰上投票を行う区域は、繰上投票日の前日まで。)

令和 年 月 日

不在者投票特別経費請求書

殿

不在者投票指定施設

〒

所在地

施設名

職・氏名

印

連絡先：

担当者：

(注1) 「職・氏名」欄は院長又は施設長の職・氏名を記入すること。

(注2) 印は院長又は施設長の職印であること。(職印がない場合は私印でも可)

令和 年 月 日執行の 選挙
の不在者投票特別経費として、下記の金額を請求します。

金 円 也

(1) 不在者投票をした選挙人の市町村別投票者数及び請求内訳

1,073円 × 人 = 円

市町村名	不在者投票者数	市町村名	不在者投票者数
	人		人
	人		人
	人		人
	人		人
	人		人

(2) 外部立会人の不在者投票立会実績及び請求内訳

円

立会人氏名	立会日時	積 算	報酬支給額
	令和 年 月 日 : ~ :	10,900円 × /8.5h	円

(注1) 市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人に謝金を支払った場合のみ記載してください(謝金領収書の写し等添付)。

(振込口座)

金融機関名	銀行			支店
預金の種類	普通	・ 当座	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)				

(注1) 院長又は施設長(請求者)の名義の口座を記入すること。(院長又は施設長(請求者)名義の口座がない場合は、当該病院又は施設を開設するものの口座を記入するとともに、下記の委任状を作成すること。)

(注2) 金融機関名、本支店等名、口座番号、口座名義人(カタカナ)が確認できる通帳の内側のページをコピーして添付すること。

委任状

(この委任状は、院長又は施設長(請求者)と口座名義人が違う場合のみ作成してください。)

上記の不在者投票特別経費の受領を下記のとおり委任します。

委任者 所在地
(請求者) 施設名
職・氏名

印

受任者 所在地
(口座名義人) 法人名
職・氏名

(記入例1) 請求者と口座名義が同一の場合

令和〇〇年〇〇月〇〇日

不在者投票特別経費請求書

鹿児島県選挙管理委員会事務局書記長 殿

↑
(県が管理する選挙の場合)

不在者投票指定施設
〒 890 - 8777
所在地 鹿児島市鴨池新町〇〇番
施設名 鹿児島県庁病院
職・氏名 院長 薩摩 太郎 (印)
連絡先：099-286-XXXX 担当者：〇〇
(注1) 「職・氏名」欄は院長又は施設長の職・氏名を記入すること。
(注2) ⑩は院長又は施設長の職印であること。(職印がない場合は私印でも可)

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行の 鹿児島県知事 選挙
の不在者投票特別経費として、下記の金額を請求します。

金 45,903 円 也

(1) 不在者投票をした選挙人の市町村別投票者数及び請求内訳
1,073円 × 38 人 = 40,774 円

市町村名	不在者投票者数	市町村名	不在者投票者数
鹿児島市	20 人		人
日置市	15 人		人
南九州市	3 人		人
	人		人
	人		人

(2) 外部立会人の不在者投票立会実績及び請求内訳
5,129 円

立会人氏名	立会日時	積 算	報酬支給額
大隅 次郎	令和〇〇年△月□□日 13:00 ~ 16:30	10,900円 × 4 / 8.5h	5,129 円

(注1) 市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人に謝金を支払った場合のみ記載してください(謝金領収書の写し等添付)。

(振込口座)

金融機関名	〇 〇 銀行	△ △ 支店
預金の種類	普通 ・ 当座	口座番号 1111111
口座名義人 (カタカナ)	イ)カシカイ カシケンチヨウビヨウイン インチヨウ サツマナホ	

(注1) 院長又は施設長(請求者)の名義の口座を記入すること。(院長又は施設長(請求者)名義の口座がない場合は、当該病院又は施設を開設するものの口座を記入するとともに、下記の委任状を作成すること。)
(注2) 金融機関名、本支店等名、口座番号、口座名義人(カタカナ)が確認できる通帳の内側のページをコピーして添付すること。

----- 委 任 状 -----
(この委任状は、院長又は施設長(請求者)と口座名義人が違う場合のみ作成してください。)

上記の不在者投票特別経費の受領を下記のとおり委任します。

委任者 所在地
(請求者) 施設名
職・氏名 (印)

受任者 所在地
(口座名義人) 法人名
職・氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日

不在者投票特別経費請求書

鹿児島県選挙管理委員会事務局書記長 殿

↑
(県が管理する選挙の場合)

不在者投票指定施設

〒 890 — 8777

所在地 鹿児島市鴨池新町〇〇番

施設名 鹿児島県庁病院

職・氏名 院長 薩摩 太郎

連絡先：099-286-XXXX 担当者：〇〇

(注1) 「職・氏名」欄は院長又は施設長の職・氏名を記入すること。

(注2) ㊟は院長又は施設長の職印であること。(職印がない場合は私印でも可)

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行の 鹿児島県知事
の不在者投票特別経費として、下記の金額を請求します。

選挙

金 45,903 円 也

(1) 不在者投票をした選挙人の市町村別投票者数及び請求内訳

1,073円 × 38 人 = 40,774 円

市町村名	不在者投票者数	市町村名	不在者投票者数
鹿児島市	20 人		人
日置市	15 人		人
南九州市	3 人		人
	人		人
	人		人

(2) 外部立会人の不在者投票立会実績及び請求内訳

5,129 円

立会人氏名	立会日時	積 算	報酬支給額
大隅 次郎	令和〇〇年△月□□日 13:00 ~ 16:30	10,900円 × 4 / 8.5h	5,129 円

(注1) 市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人に謝金を支払った場合のみ記載してください(謝金領収書の写し等添付)。

(振込口座)

金融機関名	〇 〇 銀行	△ △ 支店
預金の種類	普通 ・ 当座	口座番号 2222222
口座名義人 (カタカナ)	イ) カゴシマカイ リンチョウ カゴシマナコ	

(注1) 院長又は施設長(請求者)の名義の口座を記入すること。(院長又は施設長(請求者)名義の口座がない場合は、当該病院又は施設を開設するものの口座を記入するとともに、下記の委任状を作成すること。)

(注2) 金融機関名、本支店等名、口座番号、口座名義人(カタカナ)が確認できる通帳の内側のページをコピーして添付すること。

委 任 状

(この委任状は、院長又は施設長(請求者)と口座名義人が違う場合のみ作成してください。)

上記の不在者投票特別経費の受領を下記のとおりに委任します。

委任者 所在地 鹿児島市鴨池新町〇〇番
(請求者) 施設名 鹿児島県庁病院
職・氏名 院長 薩摩太郎

受任者 所在地 鹿児島市鴨池新町〇〇番
(口座名義人) 法人名 医療法人 鹿児島会
職・氏名 理事長 鹿児島花子

不在者投票者氏名等一覽

外部立会人氏名

番号	選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名
計　人		

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長 殿

指定施設 住 所

名 称

不在者投票管理者職・氏名

外部立会人の選定について（依頼）

選挙において、下記のとおり公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 1 項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、つきましては、同条第 10 項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

記

1 日 時 令和 年 月 日（ ） ： ～ ：

2 場 所

〈市町村選挙管理委員会が、特定の立会人を外部立会人候補者名簿等から選定する場合〉

別記第7－2－1号様式

令和 年 月 日

様

選挙管理委員会委員長

外部立会人の選定について（通知）

貴施設における不在者投票において、下記のとおり、外部立会人を選定しましたので、通知します。

記

1 立会人の氏名
（ふりがな）

2 立会日時 令和 年 月 日（ ） : ～ :

＜不在者投票管理者が，市町村選挙管理委員会があらかじめ選定した外部立会人候補者名簿から選任する場合＞

別記第 7－2－2 号様式

令和 年 月 日

様

選挙管理委員会委員長

外部立会人の選定について（通知）

当委員会において選任した外部立会人候補者名簿を別紙のとおり送付しますので，この名簿の中から貴施設において適当と考えられる外部立会人を選任してください。

~~~~~  
(別紙)

指定病院等における不在者投票の外部立会人候補者名簿

|   | 氏 名 | ふりがな | 郵便番号 | 住 所 | 電話番号 | 備 考 |
|---|-----|------|------|-----|------|-----|
| 1 |     |      |      |     |      |     |
| 2 |     |      |      |     |      |     |
| 3 |     |      |      |     |      |     |

〈市町村選挙管理委員会が、外部立会人候補者名簿等から任命した者を選任する場合〉

別記第7－2－3号様式

令和      年      月      日

様

選挙管理委員会委員長

外部立会人の選定について（通知）

貴施設における不在者投票において、下記のとおり、外部立会人を任命しましたので、通知します。

なお、不在者投票終了後は、実績報告書を提出してください。

記

1 立会人の氏名  
（ふりがな）

2 立会日時      令和      年      月      日（      ）      ：      ～      ：

令和 年 月 日

立 会 人 選 任 書

様

指定施設 住 所  
名 称  
不在者投票管理者職・氏名

あなたを、下記のとおり、令和 年 月 日執行  
選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の \_\_\_\_\_ 分前までに \_\_\_\_\_ に、おいでください。

記

1 立会日時 令和 年 月 日 ( ) : ~ :

2 不在者投票の実施場所

令和      年      月      日

立 会 人 承 諾 書

様

住      所

電話番号

氏名(自署)

下記のとおり、令和      年      月      日執行  
選挙 について、指定病院等における不在者投票の立会人となるべきことを承諾し  
ます。

記

1 立会日時      令和      年      月      日 (      )      :      ~      :

2 不在者投票の実施場所

実 績 報 告 書

選挙管理委員会委員長 殿

不在者投票立ち会いの実績

立 会 日                      令和    年    月    日  
立 会 時 間                  午前    時    分    ～    午後    時    分

不在者投票者総数

\_\_\_\_\_人

要した経費の額

\_\_\_\_\_円

令和    年    月    日執行の \_\_\_\_\_選挙  
における不在者投票立会人に係る立会実績及び要した経費を上記のとおり報告いたします。

令和    年    月    日

外部立会人 住所

氏名  
(自署)

上記のとおり立ち会ったことを証明します。

所在地

名 称

不在者投票管理者職・氏名

※外部立会人任命通知の写しを添付してください。

※不在者投票者氏名等一覧（別記第6号様式）を添付してください。



## 11 不在者投票事務チェック表

## 不在者投票チェックリスト①【不在者投票管理者用】

不在者投票管理者氏名〔 〕

不在者投票管理事務補助執行者 氏名 [ ]

| 事 項                | 確認日 | 項 目                                                                                                                            | 参照                  |
|--------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1 不在者投票管理者の資格      |     | ① 不在者投票管理者として資格はあるか。<br>〔指定病院の長，指定老人ホームの長，指定<br>身体障害者支援施設及び指定保護施設の長〕                                                           | P 5                 |
| 2 事務従事者の選任等        |     | ① 不在者投票立会人を選任したか。(必須)                                                                                                          | P 6<br>P 11<br>P 12 |
|                    |     | ② 不在者投票管理事務補助執行者を選任したか。<br>(不在者投票管理者の事務を補助させる場合は必須)                                                                            | P 7<br>P 13         |
|                    |     | ③ 不在者投票立会人の意見を聴いて不在者投票に従事する者の中から代理投票補助者を選任したか。<br>(代理投票が必要な場合は必須)                                                              |                     |
| 3 事務従事者への職務の説明等    |     | ① 不在者投票立会人など不在者投票事務従事者へそれぞれの職務を説明したか。                                                                                          | P 13                |
|                    |     | ② 不在者投票立会人など不在者投票事務従事者が揃って打合せやリハーサルを行ったか。                                                                                      |                     |
| 4 入所者からの投票の申立ての受付等 |     | ① 投票の申立てを行った入所者は，資格のある選挙人か。                                                                                                    | P 2                 |
|                    |     | ② 入所者が投票の申立てを行った旨の書類は作成したか。                                                                                                    | P 8                 |
| 5 記載場所の設備等         |     | ① 記載台は記載が他から見えないように設けたか。                                                                                                       | P 10                |
|                    |     | ② 不在者投票管理者と不在者投票立会人の位置は，記載場所が見通せるような場所か。                                                                                       |                     |
|                    |     | ③ 記載場所に候補者等の氏名やポスター等を掲示していないか。(掲示がある場合は撤去すること。)                                                                                |                     |
|                    |     | ④ 候補者名がわかる資料（候補者を公平に扱っているもの）を準備したか（選挙人から候補者氏名等一覧を見せて欲しいという要望がある場合は，投票記載場所入口近くの廊下など，公正が害されないような場所に置いておき，選挙人が自由に見られるような対応を行うこと。) |                     |

|                |                |                                                                      |                      |
|----------------|----------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 6 投票手続き        |                | ① 本人確認を行って投票用紙を交付したか。                                                | P 14                 |
|                |                | ② 重病人等歩行困難な選挙人を除き、所定の投票記載場所で記載させたか。                                  | P 11                 |
|                |                | ③ 代理投票（代理記載）の場合を除き、選挙人が投票用紙を内封筒と外封筒に入れ、外封筒表面に署名したことを確認したか。           | P 15<br>P 16<br>P 17 |
|                |                | ④ 外封筒に、投票年月日と投票場所を記載し、かつ、不在者投票管理者名を記したか。                             | P 18                 |
|                | 代理投票<br>（代理記載） | ① 対象者は代理投票の事由（自分で候補者の氏名を書くことができない）に該当する選挙人であるかを確認し、不在者投票立会人の意見を聴いたか。 | P 16<br>P 17         |
|                | ベッド投票          | ① 対象者は重病人等歩行困難な選挙人であるかを確認したか。                                        | P 11                 |
|                |                | ② 投票の秘密保持に十分配慮したか。                                                   |                      |
|                |                | ③ 室内に候補者等の氏名やポスター等を掲示していないか。<br>（掲示している場合は撤去すること。）                   |                      |
| 7 不在者投票の<br>送致 |                | ① 外封筒を適当な他の封筒に入れ、封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、裏面に記名押印したか。                   | P 19                 |
|                |                | ② 直ちにその封筒を名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等（速達又はレターパック等）をもって送付したか。      |                      |
| 8 選挙運動の<br>禁止  |                | ① 不在者投票に関し、不在者投票管理者の業務上の地位を利用して選挙運動を行わなかったか。                         | P 6                  |

## 不在者投票チェックリスト②【代理投票補助者用】

代理投票記入補助者 氏名 [ ]

代理投票立会補助者 氏名 [ ]

| 事 項    | 確認日 | 項 目                                                       | 参照           |
|--------|-----|-----------------------------------------------------------|--------------|
| 1 選任等  |     | ① 不在者投票管理者から「代理投票補助者」の職務の説明を受けたか。                         | P 13         |
|        |     | ② 不在者投票について関係者で打合せ（リハーサル）を行ったか。                           |              |
| 2 代理投票 |     | ① 選挙人は、心身の故障、その他の理由により自書できない者だったか。                        | P 16<br>P 17 |
|        |     | ② 代理投票補助者 2 人のうち、1 人が立会い、他の 1 人が選挙人の指示する候補者名等を投票用紙に記載したか。 |              |
|        |     | ③ 記載した投票用紙を選挙人に確認させ、内封筒及び外封筒に入れて封をしたか。                    |              |
|        |     | ④ 外封筒表面の「投票者氏名」欄に選挙人の氏名を記載したか。（ゴム印は使用不可）                  |              |
|        |     | ⑤ 「不在者投票立会人」の職務と「代理投票補助者」の職務を兼ねていないか。                     | P 6          |

## 不在者投票チェックリスト③【不在者投票立会人用】

不在者投票立会人 氏名「                    」

| 事 項            | 確認日 | 項 目                                                                    | 参照                   |
|----------------|-----|------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1 選任等          |     | ① 不在者投票管理者から立会人に選任され、職務について説明を受けたか。                                    | P 11<br>P 12<br>P 13 |
|                |     | ② 立会人としての資格はあるか。<br>(選挙権を有することが要件。)                                    | P 6                  |
|                |     | ③ 不在者投票事務従事者が揃って打合せやリハーサルを行ったか。                                        | P 13                 |
|                |     | ④ 「不在者投票立会人」の職務と他の職務を兼ねていないか。                                          | P 6                  |
| 2 記載場所の設備等     |     | ① 記載台は、投票の秘密が守られるようになっているか。                                            | P 10                 |
|                |     | ② 立会人の位置は、記載場所が見通せるような場所か。                                             |                      |
|                |     | ③ 記載場所に候補者等の氏名やポスター等を掲示していないか。                                         |                      |
|                |     | ④ 候補者名を選挙人から問われた場合に、不在者投票管理者は適切に対応したか。                                 |                      |
| 3 投票手続き        |     | ① 重病人等歩行困難な選挙人を除き、所定の記載場所で記載させたか。                                      | P 11                 |
|                |     | ② 外封筒の「立会人氏名」欄に署名したか。                                                  | P 7<br>P 18          |
| 代理投票<br>(代理記載) |     | ① 対象者が代理投票の事由(自分で候補者の氏名を書くことができない)に該当する選挙人であるかについて、不在者投票管理者から意見を聴かれたか。 | P 16<br>P 17         |
| ベッド投票          |     | ① 対象者は重病人等歩行困難な選挙人であるかを確認したか。                                          | P 11                 |
|                |     | ② 投票の秘密保持に十分配慮したか。                                                     |                      |
|                |     | ③ 室内に候補者等の氏名やポスター等を掲示していないか。(掲示している場合は撤去しなければならない。)                    |                      |

## 12 指定後の届出義務

指定施設として指定を受けた後に、指定の要件を欠いたとき又は指定施設の名称や所在地等に異動があったときなどは、次により県選挙管理委員会へ届出（申請）を行ってください。

### 1 閉鎖（辞退）届が必要な場合

指定の要件を欠いたとき又は指定を辞退しようとするときは、あらかじめ閉鎖（辞退）届（第1号の3様式）を提出してください。

○ 主な指定基準：入所定員が概ね50人以上

### 2 異動届が必要な場合

指定申請書に記載した事項に異動（職員数の増加又は軽微な減少を除く。）があったときは、その事由が生じた日以降、直ちに異動届（第1号の4様式）を提出してください。

### 3 新規申請及び閉鎖届が必要な場合

指定施設の開設者に変更があったとき、指定施設の移転等により投票記載場所に変更があったときは、改めて指定を受け直す必要がありますので、指定申請書（第1号の2様式）を提出してください。併せて現に指定を受けている施設の閉鎖届も提出してください。

年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

申請者 所在地  
 病院(施設)名  
 病院(施設)長名

## 不在者投票指定病院（施設）の指定申請書

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票をすることができる病院（施設）として、指定を受けたいので別添書類を添えて下記のとおり申請します。

記

|                   |           |             |           |
|-------------------|-----------|-------------|-----------|
| 病院（施設）の名称         |           |             |           |
| 病院（施設）の所在地        |           |             |           |
| 設置者               |           |             |           |
| 運営者               |           |             |           |
| 設立年月日             |           | 年 月 日       |           |
| 不在者投票管理者          | ・職<br>・氏名 | 左の<br>職務代理人 | ・職<br>・氏名 |
| 入所定員<br>（病床数）     | 人         | 職員数         | 人         |
| 投票記載場所の<br>名称及び面積 |           |             |           |
| 備考                |           |             |           |

- 備考 1 病院（施設）の名称及び病院（施設）の所在地は告示事項ですので正確に記入してください。
- 2 「設置者」欄及び「運営者」欄は、設置（運営）している法人名等を記入してください。
- 3 「設立年月日」欄は、病院（施設）を設立した年月日を記入してください。
- 4 「不在者投票管理者」欄は、病院（施設）の長を記入してください。
- 5 この申請書を提出する際には、次の書類を併せて提出してください。
- (1) 施設の位置図  
施設の位置を特定できる図面（略図でも可）
  - (2) 建物の平面図  
投票記載場所を赤で指示すること。
  - (3) 設立（開設）許可書若しくは設立認可書の写し
- 6 病院（施設）長本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、病院（施設）長本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

指定施設 所在地  
病院(施設)名  
病院(施設)長名

不在者投票指定病院（施設）の異動届

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票のできる病院（施設）として指定されている本病院（施設）について、下記のとおり異動がありましたので、届け出ます。

記

| 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---------|---|---|-------|
|         |   |   |       |
|         |   |   |       |
|         |   |   |       |

- 備考 1 異動内容を証する書類を添付してください。
- 2 病院（施設）長本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人  
が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提  
出を行うこと。ただし，病院（施設）長本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではな  
い。

年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 殿

指定施設 所在地  
病院(施設)名  
病院(施設)長名

不在者投票指定病院（施設）の閉鎖（辞退）届

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票のできる病院（施設）として指定されている本病院（施設）について、下記により閉鎖（辞退）する旨届け出ます。

記

|           |       |
|-----------|-------|
| 閉鎖(辞退)年月日 | 年 月 日 |
| 参 考 事 項 等 |       |

備考 病院（施設）長本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，病院（施設）長本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。



# 13 鹿児島県内の市町村選挙管理委員会事務局の連絡先一覧

令和5年3月現在

| No. | 団体名            | 郵便番号     | 住所                  | 電話番号         |
|-----|----------------|----------|---------------------|--------------|
| 1   | 鹿児島市選挙管理委員会    | 892-8677 | 鹿児島市山下町11-1         | 099-216-1471 |
| 2   | 鹿屋市選挙管理委員会     | 893-8501 | 鹿屋市共栄町20-1          | 0994-31-1142 |
| 3   | 枕崎市選挙管理委員会     | 898-8501 | 枕崎市千代田町27           | 0993-72-1121 |
| 4   | 阿久根市選挙管理委員会    | 899-1696 | 阿久根市鶴見町200          | 0996-73-1267 |
| 5   | 出水市選挙管理委員会     | 899-0292 | 出水市緑町1-3            | 0996-63-4138 |
| 6   | 指宿市選挙管理委員会     | 891-0497 | 指宿市十町2424           | 0993-22-2111 |
| 7   | 西之表市選挙管理委員会    | 891-3193 | 西之表市西之表7612         | 0997-22-1114 |
| 8   | 垂水市選挙管理委員会     | 891-2192 | 垂水市上町114            | 0994-32-1291 |
| 9   | 薩摩川内市選挙管理委員会   | 895-8650 | 薩摩川内市神田町3-22        | 0996-23-5111 |
| 10  | 日置市選挙管理委員会     | 899-2592 | 日置市伊集院町郡一丁目100      | 099-248-9437 |
| 11  | 曽於市選挙管理委員会     | 899-8692 | 曽於市末吉町二之方1980       | 0986-76-8817 |
| 12  | 霧島市選挙管理委員会     | 899-4394 | 霧島市国分中央三丁目45-1      | 0995-64-0709 |
| 13  | いちき串木野市選挙管理委員会 | 899-2192 | いちき串木野市湊町一丁目1(市来庁舎) | 0996-21-5125 |
| 14  | 南さつま市選挙管理委員会   | 897-8501 | 南さつま市加世田川畑2648      | 0993-53-2111 |
| 15  | 志布志市選挙管理委員会    | 899-7192 | 志布志市志布志町志布志二丁目1-1   | 099-472-1111 |
| 16  | 奄美市選挙管理委員会     | 894-8555 | 奄美市名瀬幸町25-8         | 0997-52-1446 |
| 17  | 南九州市選挙管理委員会    | 897-0392 | 南九州市知覧町郡6204        | 0993-83-2511 |
| 18  | 伊佐市選挙管理委員会     | 895-2511 | 伊佐市大口里1888          | 0995-23-1339 |
| 19  | 始良市選挙管理委員会     | 899-5492 | 始良市宮島町25            | 0995-65-1781 |
| 20  | 三島村選挙管理委員会     | 892-0821 | 鹿児島市名山町12-18        | 099-222-3141 |
| 21  | 十島村選挙管理委員会     | 892-0822 | 鹿児島市泉町14-15         | 099-222-2101 |
| 22  | さつま町選挙管理委員会    | 895-1803 | 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565-2  | 0996-53-1111 |
| 23  | 長島町選挙管理委員会     | 899-1498 | 出水郡長島町鷹巣1875-1      | 0996-86-1111 |
| 24  | 湧水町選挙管理委員会     | 899-6292 | 始良郡湧水町木場222         | 0995-74-3111 |
| 25  | 大崎町選挙管理委員会     | 899-7305 | 曽於郡大崎町仮宿1029        | 099-476-1111 |
| 26  | 東串良町選挙管理委員会    | 893-1693 | 肝属郡東串良町川西1543       | 0994-63-3131 |
| 27  | 錦江町選挙管理委員会     | 893-2392 | 肝属郡錦江町城元963         | 0994-22-3040 |
| 28  | 南大隅町選挙管理委員会    | 893-2501 | 肝属郡南大隅町根占川北226      | 0994-24-3111 |
| 29  | 肝付町選挙管理委員会     | 893-1207 | 肝属郡肝付町新富98          | 0994-65-2511 |
| 30  | 中種子町選挙管理委員会    | 891-3692 | 熊毛郡中種子町野間5186       | 0997-27-1111 |
| 31  | 南種子町選挙管理委員会    | 891-3792 | 熊毛郡南種子町中之上2793-1    | 0997-26-1111 |
| 32  | 屋久島町選挙管理委員会    | 891-4207 | 熊毛郡屋久島町小瀬田849-20    | 0997-43-5900 |
| 33  | 大和村選挙管理委員会     | 894-3192 | 大島郡大和村大和浜100        | 0997-57-2111 |
| 34  | 宇検村選挙管理委員会     | 894-3392 | 大島郡宇検村湯湾915         | 0997-67-2211 |
| 35  | 瀬戸内町選挙管理委員会    | 894-1592 | 大島郡瀬戸内町古仁屋船津23      | 0997-72-2183 |
| 36  | 龍郷町選挙管理委員会     | 894-0192 | 大島郡龍郷町浦110          | 0997-62-3111 |
| 37  | 喜界町選挙管理委員会     | 891-6292 | 大島郡喜界町湾1746         | 0997-65-3684 |
| 38  | 徳之島町選挙管理委員会    | 891-7192 | 大島郡徳之島町亀津7203       | 0997-82-1111 |
| 39  | 天城町選挙管理委員会     | 891-7692 | 大島郡天城町平土野2691-1     | 0997-85-5292 |
| 40  | 伊仙町選挙管理委員会     | 891-8293 | 大島郡伊仙町伊仙1842        | 0997-86-3111 |
| 41  | 和泊町選挙管理委員会     | 891-9192 | 大島郡和泊町和泊10          | 0997-84-3523 |
| 42  | 知名町選挙管理委員会     | 891-9295 | 大島郡知名町知名307         | 0997-93-3111 |
| 43  | 与論町選挙管理委員会     | 891-9301 | 大島郡与論町茶花1418-1      | 0997-97-3111 |
| 0   | 鹿児島県選挙管理委員会    | 890-8577 | 鹿児島市鴨池新町10-1        | 099-286-2237 |